

# 大木町景観・土地利用計画についての提言書

## 1、はじめに

大木町の農業は国内外からの競争、高齢化、農外流出などによる担い手不足、遊休農地の増加など対応を誤れば農業の将来展望を暗くしかねない問題に直面している。

また、無秩序な市街地の進行による農地のスプロール化、あるいは混住化に伴う集落機能の低下といった問題に対して適切な対応が必要となっている。

第4次大木町総合計画では「美しい農村景観に包まれた市街地形成を図る上からも、農業の生産環境を保全して新旧市街地の居住環境を改善するためにも早急な農業振興地域の見直しと大木町土地利用計画の導入を検討する必要がある」と農地保護が主眼に置かれた土地利用計画の提唱がなされている。

今回の準都市計画区域指定や農地法の改正および景観法に基づく福岡県筑後川流域景観計画の策定により、農業生産の基盤である農地の保全や確保が可能となった。また、第5次総合計画での土地利用は、町づくりの基礎となる極めて重要な問題であることから、町民との協働のもと総合的かつ慎重に検討を重ね町民全体の合意形成を行いながら進めていく必要がある。その基礎となる主要な区域ごとに基本的な方針を示し、具体的な土地利用やその手法を本計画期間中に明確化していく、と提唱されており、田園空間保全区域、集落環境整備区域、市街地環境整備区域、交流空間活用区域の4ゾーンが示されている。

国ではまちづくり3法が施行され、福岡県都市計画審議会でも107か所の拠点を設定し、国、県共にコンパクトなにぎわいのあるまちづくりを目指している。

このような状況の中で、町議会では第5次総合計画に提唱された「さらなる発展の基盤が整ったまち」における「土地の有効利用」実現のために勉強会を重ね、さらに町民の意見を収集するための景観ワークショップを開催するに至った。

景観ワークショップは、2月25日の第1回を皮切りに6月30日までに4回開催し、「大木町景観ワークショップ開催報告書（以下「報告書」と記す。）を福岡県建築士会景観整備機構から9月14日に受理した。

## 2、ワークショップ開催の成果と検討すべき課題

### (1) 成 果

#### ① まちづくりに関心のある町民の出番づくり

一定の合意が見い出せ、課題解決につながる取り組みとなったことが確認できた。

② 町民の声を聞き政策につなげる議会の役割

町民、行政、議会が協働してまちづくりに取り組む体制、仕組みが必要な現代、3者が信頼関係とまちづくりへの関心を高めていく上で意義あることが確認できた。

③ 町の将来像の指針となる景観形成による町の姿

大木町が大切にしていける景観として田園風景、掘割、歴史的・文化的な神社等の風景が挙げられた。これらは町の宝、財産として大切にしていかなければならないことが確認された。

(2) 検討すべき課題

① 景観からの土地利用計画

景観を視点にまとめられた町の骨格・あるべき姿を地域価値として継続発展させていく具体的な制度として土地利用計画の策定が必要。

② 大木町の宝の活かし方

魅力を発揮する景観資源を活かして生活環境の質と、町民の満足度を高めていくまちづくりにつなげる必要がある。

3、景観ワークショップのまとめ

(1) 参加者の意見

- ① よりよい環境、まちづくりへの提言（報告書（P36からP38））のとおりに、参加者の思い・意見・提案が多岐にわたって述べられている。
- ② 町づくりに対しヒントが散りばめられており、まちづくりの気運と体制整備が求められている。

(2) 福岡県建築士会景観整備機構からの提案

- ① ワークショップの意見を反映した「土地利用計画（ゾーニング）」・「集落排水（掘割）の整備」・「景観のルールづくり」の3点の整備計画を作成し、早期に実施することを求めている。
- ② 整備に当たっては3点を個別に整備するのではなく、景観に配慮した土地利用計画・景観に配慮した集落排水の整備計画をまちづくりの方針として作成すべき。
- ③ 整備計画には専門家を交えた組織を立ち上げる必要がある。
- ④ 景観のルールづくりは近隣の景観条例を参考にし、費用対効果なども評価し、大木町らしい個性的なルールをつくるべき。

### (3) 区長会からの議会に対する要望（区長会役員と議員懇談会）

- ① 第5次総合計画との整合性を望む。
- ② 堀に関する意見が多かった。集落内の水の浄化、泥土上げなど解決して欲しい。
- ③ 災害に備えることも大切だが、災害を防ぐ整備が先。山ノ井川の堤防かさ上げなど今やるべきことは防災対策を優先すべき。予算との関係もある。年に1つでも2つでも出来ることから進めて欲しい。
- ④ ワークショップを開催した意義をまちづくりに活かして欲しい。何も出来なかったでは意味がない。

今回のワークショップで得た（1）参加者の意見（2）景観整備機構の提案（3）区長会からの要望をもとに、第5次総合計画に提唱されている土地利用の方針など、景観づくりと町民が望むまちづくり実現のために報告書を添えて次の通り提言する。

#### 提 言（1）

- 誇れる景観づくり・有効な土地利用計画のために町民・行政・議会および有識者を交えた委員会を速やかに組織し、平成25年度予算に組み入れ、計画策定に着手することを提言する。
- 委員会の名称、構成人員については一任するが、特に町民参加は広く募集を行い幅広い意見が反映されるよう提言する。
- 計画策定に当たっては、多くの参加者からの意見でもあった生態系や景観および環境保全に配慮した集落内堀の浄化排水整備、通学路の安全確保と自歩道整備などを優先し、実現できるよう提言する。

#### 提 言（2）

- 第5次総合計画に提唱されている「水と緑輝く環境先進のまち」及び「さらなる発展の基盤が整ったまちづくり」が行政責任のもと出来ることから確実に実現できるよう提言する。

以上